

東京都住宅政策審議会運営要綱

3 住総企第 183 号
平成 4 年 3 月 27 日

(趣旨)

- 第 1 この要綱は、東京都住宅基本条例（平成 18 年東京都条例第 165 号。以下「条例」という。）第 21 条第 5 項の規定に基づき、東京都住宅政策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第 2 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

- 第 3 審議会は、会長が招集する。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 会長は、会議の議長となる。
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

- 第 4 条例第 21 条第 4 項の規定に基づく部会として、審議会に企画部会及びマンション部会（以下これらを「部会」という。）を設置する。
2 部会は、審議会の付託を受け、審議会への諮問事項その他必要な事項について調査審議する。

(部会の組織)

- 第 5 部会は、会長が指名する条例第 21 条第 1 項第 1 号の委員（以下、「指名委員」という。）をもって組織する。
2 部会に、部会長を置き、指名委員のうちから会長がこれを指名する。
3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ指名委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。
5 部会長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
6 専門委員の任期は、専門事項の調査審議に必要な期間とする。
7 部会長は、その部会の調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者からの意見等の聴取)

- 第 6 会長は、条例第 21 条第 4 項の規定に基づき、関係者から意見又は説明を聴こうとするときは、当該関係者にその旨を通知する。
2 部会長は、当該部会における調査審議のため必要があると認めるときは、関係者から意見又は説明を聴くことができる。この場合において、部会長は、当該関係者にその旨を通知する。

(幹事及び書記)

- 第 7 審議会に幹事及び書記を置く。
2 幹事及び書記は、東京都職員のうちから知事が命ずる。
3 幹事は、会長又は部会長の命を受け、会務を処理する。
4 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

(会議の公開)

- 第 8 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条各号に掲げる非開示情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、一部又は全部を非公開とすることができる。
2 前項ただし書による非公開は、会長及び部会長が、それぞれ審議会又は部会に諮って決定する。

（議事録及び審議資料）

第 9 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 議事のてんまつ
- (3) その他審議会の経過に関する事項

- 2 審議会の議事録は、これを公開する。ただし、情報公開条例第 7 条各号に該当する部分については、一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書の規程による非公開は、会長が、それぞれ審議会に諮って決定する。
- 4 前各項の規定は部会の議事録について、前 2 項の規定は審議会及び部会の会議に係る審議資料について準用する。

（書面による議事）

- 第 10** 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合又は会議を開くことが困難な場合においては、会議資料を委員に送付し、委員の過半数がこれを受領したことをもって、会議を開くことに代えることができる。
- 2 前項の場合において、会長は、審議会の議事について委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議事の決定に代えることができる。
 - 3 第 3 第 4 項の規定は、前項の審議会の議事の決定について準用する。この場合において、第 3 第 4 項の規定中「出席した」とあるのは、「資料を受領した」と読み替えるものとする。
 - 4 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕のない場合又は会議を開くことが困難な場合においては、会議資料を指名委員及び専門委員に送付し、その意見を徴することで、会議を開いての調査審議に代えることができる。

（委任）

- 第 11** この要綱に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長がそれぞれ審議会又は部会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。
- この要綱は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。
- この要綱は、平成 26 年 7 月 9 日から施行する。
- この要綱は、令和 2 年 1 月 24 日から施行する。
- この要綱は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。
- この要綱は、令和 3 年 2 月 2 日から施行する。